

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和元年5月14日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和元年度静岡県保健指導支援事業業務委託

(2) 業務内容

市町の国民健康保険において保健指導業務を行う者のスキルアップのために、特定健康診査の受診促進及び生活習慣病等の発症・重症化予防について、最新の科学的知見に基づいた効果的な保健指導の知識、技術を修得する研修や、訪問指導時の教育訓練（OJT）、事例検討を実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和2年3月13日まで

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県内に本社、支社、営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (3) 過去2年間に、国、県又は市町が行う保健指導実施者に対する研修の受託実績（講師等の派遣を含む。）があること。
- (4) 受託業務について十分な業務遂行能力を有すること。
- (5) 個人情報の取扱いに関し、以下のいずれかを満たすこと。
 - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている者又は「JIS Q 27001」、「JIS Q 27002」、「ISO/IEC27001」、「ISO/IEC27002」等の認証を有している者
 - イ ア以外の事業者にあっては、事業者において個人情報保護に関する規程を定めていて、個人情報保護に関する教育・研修（実施計画・実施内容等を示すことができる。）を実施している者
- (6) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下エからキまでにおいて「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキにおいて同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

4 委託額

委託業務に係る委託額は、8,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 選考方法

提出された書類に基づき総合的に審査して決定する。

6 手続き等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館3階

静岡県健康福祉部医療健康局国民健康保険課指導・助成班

電話番号 054-221-2332 FAX番号 054-251-7188

(2) 募集要領、仕様書及び審査要領の配布

ア 配布期間 令和元年5月14日（火）から令和元年5月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配布場所 上記①に同じ

(3) 提出書類

ア 提出書類 詳細は募集要領による

イ 提出場所 上記①に同じ

ウ 提出期限 令和元年5月29日（水）正午までに郵送又は持参（必着）

7 その他

（1） 詳細は募集要領、仕様書、審査要領による。

（2） 募集に係る説明会は行わない。

（3） 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（4） 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。